

市役所での所得税確定申告書の作成相談 「事前予約」が必要です

所得税確定申告書の作成相談は、混雑回避のため、事前予約が必要です。

予約のない方は受付できません のでご注意ください。

- 会 場 市役所^{グラウンドフロア}GF会議室
- 対 象 令和7年分の所得が給与・公的年金等のみの人
令和6年以前分の申告やその他の所得がある人、外国籍の人、退職により勤務先からの退職手当などがある人は、千葉西税務署で相談・申告をしてください。
※作成済みの確定申告書は、予約なしで3月16日(月)まで市役所に提出できます。
- 作成相談期間
2月16日(月)～3月6日(金)(土・日曜、祝日を除く) 午前9時～午後2時
- 定 員 各日 130人
- 予約方法 以下のいずれかの方法で予約してください。※電話での予約はできません。
同じ時間で同一世帯の複数人分を予約する場合は、代表者のみ予約してください。

1. インターネット

受付期間：1月5日(月)～作成相談日の前日正午まで

市ホームページの予約システム(習志野市講座・相談等参加予約システム)から申し込みをしてください。

2. 往復はがき

受付期間：1月5日(月)～1月30日(金)(必着)

往信の裏面に住所、氏名、電話番号、希望日(第3希望まで※時間は指定できません)、返信の宛名面に返信先を記入し、市民税課へ郵送してください。

※応募多数の日程は抽選となります。決定日時の通知は、2月上旬頃を予定しています。

<往復はがきの書き方>

往信の宛名面	返信の裏面	返信の宛名面	往信の裏面
切手 (青色) (往 信) 〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 習志野市役所市民税課 所得税確定申告予約担当	※ ここには何も 記入しないでください。	切手 (緑色) (返 信) ご自分の住所・氏名を 記入してください。	① 住所・氏名 ② 電話番号 ③ 希望する日付 (第3希望まで) ※時間は指定できません。

問合せ:習志野市役所 市民税課 047-451-1151(代表)
FAX 047-453-9248